

多様な大都市制度の早期実現に必要な法整備を求める 指定都市市長会アピール

大都市制度に関する議論の根幹は、大幅な権限と財源の移譲による真の分権型社会の実現にあり、指定都市は、基礎自治体優先の原則のもと、住民がよりよい行政サービスを受けられるよう、それぞれの地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現を求めている。

我が国における大都市制度の議論が活発化する中、与野党の5党は、東京都以外の道府県に特別区の設置を認める新法案を今国会に共同提出しようとしている。

この法案は、指定都市が早期実現を求める多様な大都市制度の一つである、大阪で検討を進めている大都市制度を推進するものである。

しかしながら、指定都市は、その規模や歴史・文化の違い、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割などが大きく異なる。

従って、大都市が抱える諸課題を解決するためには、従来から制度創設を提案している特別自治市、新潟などで進めている大都市制度についても、道州制の議論も見守りつつ、各地域の実情に応じて選択可能な制度として整備することが必要である。

そこで、各政党においては、この度の法案提出を多様な大都市制度の実現に向けた第一歩と位置付け、引き続き、指定都市の意見や提案を真摯に受け止め、特別自治市など多様な大都市制度の早期実現のために必要な法整備に向けて積極的に取り組むよう強く求めていく。

平成24年7月20日
指定都市市長会